

一般社団法人日本子ども学会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本子ども学会と称し、英文では、The Japanese Society of Child Science と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は子ども学（チャイルド・サイエンス）を探究し、子どもに関する学理およびその応用についての研究発表や啓蒙活動により、学際的な「子ども学」の進歩普及をはかり、その成果を諸問題の解決や提言に活かし、子どもたちの健やかな成育環境づくりを支援することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 会員相互のネットワーキング
- 2 学術集会および総会の開催
- 3 研究会の開催
- 4 研究の奨励および研究実績の表彰
- 5 刊行物の発刊
- 6 その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員の構成)

第5条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 一般会員 当法人の事業に賛同して入会した個人
- (3) 学生会員 当法人の事業に賛同して入会した、学籍を有する個人（資格は会計年度で2年間。特段の申し出が無ければ3年目に一般会員に自動変更となる。）
- (4) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 当法人へ入会を希望するものは所定の入会申込書に必要事項を記載し当該年度の会費を添えて申し込み、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員、一般会員、学生会員、賛助会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会費は一年分納入とし、年度途中で入会する場合も、その年度分の会費を納入する。納入された会費は、いかなる事由があっても返還しない。
- 3 再入会するものは未納の会費を納入した後でなければ入会の申し込みは受け付けられない。

(任意退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、理由を付した退会届けを提出して行う。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人および会員の名誉を著しく傷つける行為があった場合。

- (2) 当法人の趣旨に反し意図的に子どもに不利益を与える活動を行った場合。
- (3) 当法人の名称を理事会の許可を得ることなく、収益活動や会員獲得に利用した場合。
- (4) 特定の思想団体・宗教団体への入会および寄付活動を他の会員に強要した場合。
- (5) 正会員、一般会員は会費を2年間以上、学生会員・賛助会員は会費を1年以上滞納した場合。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事、監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びに附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 基本財産の処分の承認
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必

要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) 基本財産の処分
- (7) その他法令又はこの定款で定める事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(代理)

第18条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第19条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときはその事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果その他の一般法人法施行規則第11条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した代表理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(社員総会規則)

第21条 社員総会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める社員総会規則による。

第5章 役員等

(役員の設置)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、1名以上を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務及び権限）

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表しその業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

（監事の職務及び権限）

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第22条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。
ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第28条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(名誉会長及び顧問)

第29条 当法人に、名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、学識経験者の中から、理事会において任期を定め
た上で選任する。
- 3 名誉会長及び顧問は、代表理事の諮問に応え、理事会において意見を述
べることができる。
- 4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要
する費用の支払をすることができる。

(取引の制限)

第30条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において
その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
い。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者と
の間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての
重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第31条 当法人は、一般法人法第114条の規定により、理事会の決議をも
って、同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）
の責任を法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として
免除することができる。

- 2 当法人は、一般法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって
同法第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任

を法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 3 当法人は、一般法人法第115条の規定により非業務執行理事等の間で同法第111条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する旨の契約を理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第32条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
 - (4) 名誉会長及び顧問の選任及び解任
 - (5) 社員総会開催日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
 - (6) 規則の制定、変更及び廃止
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
 - (6) 第31条第1項及び第2項の責任の免除並びに同条第3項の責任限定契約の締結

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第38条 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告についてはこの限りでない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果その他の一般法人法施行規則第15条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した代表理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第40条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第7章 基金

(基金の拠出)

第41条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第42条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第43条 基金の拠出者は、前条の基金取扱規程で定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第44条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第45条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第46条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第47条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第48条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第49条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第50条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

- 2 当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第51条 当法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第52条 当法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより解散する。

(残余財産の帰属)

第53条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 委員会

(委員会)

第54条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

第55条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に

定める。

第 1 2 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 5 6 条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 5 7 条 当法人は、業務上知り得た個人情報保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 1 3 章 公告の方法

(公告の方法)

第 5 8 条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 1 4 章 附 則

(最初の事業年度)

第 5 9 条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から令和 8 年 3 月末日までとする。